

○香芝市史跡公園条例施行規則

平成28年3月30日

教育委員会規則第3号

改正 令和4年3月31日教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市史跡公園条例(平成28年条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(施設の開館時間)

第2条 施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、香芝市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

公園の名称	施設の名称	開館時間
香芝市尼寺廃寺跡史跡公園	尼寺廃寺跡学習館	午前9時から午後4時30分まで

(施設の休館日)

第3条 施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(申請手続)

第4条 条例第4条第2項に規定する申請書は、香芝市史跡公園内行為許可申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請書は、行為を開始する日の6月前から5日前までに提出しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の申請書の提出があった場合において、適当と認めるときは、香芝市史跡公園内行為許可書(第2号様式)を交付するものとする。

(許可の制限)

第5条 前条の許可は、引き続き3日を超えることができない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。

(損傷等の届出)

第6条 施設、設備等を損傷し、汚損し、滅失し、又は損壊した者は、香芝市史跡公園損傷等届出書(第3号様式)により、直ちに市長に届け出なければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年教育委員会規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

香芝市史跡公園内行為許可申請書

年 月 日

香芝市教育委員会
教育長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり許可を受けたいので、申請します。

公 園 の 名 称	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行 為 の 場 所	
行 為 の 内 容	
そ の 他 必 要 事 項	

第2号様式（第4条関係）

香芝市史跡公園内行為許可書

年 月 日

様

香芝市教育委員会
教育長



次のとおり許可します。

公 園 の 名 称	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	
行 為 の 場 所	
行 為 の 内 容	
そ の 他 必 要 事 項	
許 可 条 件	

第3号様式（第6条関係）

香芝市史跡公園損傷等届出書

年 月 日

香芝市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり届け出いたします。

公 園 の 名 称	
損 傷 等 の 場 所	
損 傷 等 の 日 時	
損 傷 等 の 状 況	
備 考	

第1号様式(第4条関係)

(令4教育委員会規則1・一部改正)

第2号様式(第4条関係)

第3号様式(第6条関係)

(令4教育委員会規則1・一部改正)